⑺　農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。

⑻　農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3　報道機関への公表等

⑴　農林水産省は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、都道府県とともに報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。

⑵　⑴による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

⑶　⑴による公表に当たっては、人・車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

⑷　防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

⑸　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①　プライバシーの保護に十分配慮すること。

②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。

4　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、疫学調査、発生農場における殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。

⑵　当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第７　発生農場における防疫措置

1　と殺（法第16条）

⑴　家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

⑵　発生農場への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

⑶　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２の判定後24時間以内にと殺を完了する。

⑷　臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

⑸　畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

②　豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

⑹　と殺は、作業者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、炭酸ガス等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。

⑺　感染経路の究明のため、と殺時に発症している豚等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

⑻　都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2　死体の処理（法第21条）

⑴　患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

⑵　農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦　死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。

⑧　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑨　移動経過を記録する。

⑶　埋却による処理が困難な場合には、焼却による処理又は化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理を行う。この場合において、これらの処理を行うための死体の移動に当たっては⑵の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、⑵に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、⑴の場所に行う。

⑷　焼却（化製処理を行った上で行うものを除く。）又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

④　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

3　汚染物品の処理（法第23条）

⑴　発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、２の⑴の場所に行う。

①　精液、受精卵等の生産物（ただし、精液にあっては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②　排せつ物

③　敷料

④　飼料

⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

⑵　やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦　移動経過を記録する。

⑶　焼却（化製処理を行った上で行うものを除く。）又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。